

資源管理基本方針の別紙 2（特定水産資源）及び別紙 3（特定水産資源以外の水産資源）
に関する遠洋底びき網漁業、太平洋底刺し網等漁業及び大西洋等ほえ縄等漁業の資源管理協定

協定締結日 令和 6 年 3 月 21 日

協定認定日 令和 6 年 3 月 27 日

協定変更認定日 令和 7 年 3 月 28 日

協定変更認定日 令和 7 年 6 月 5 日

協定変更認定日 令和 8 年 3 月 2 日

協定変更認定日 令和 8 年 6 月 25 日

（目的）

第 1 条 本協定は、資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号。以下「方針」という。）の別紙 2（特定水産資源：あかうお類、からすがれい）及び別紙 3（特定水産資源以外の水産資源：きんめだい、くさかりつぼだい、おおえんこうがに類、めろ類（まじえらんあいなめ及びらいぎょだまし）の管理に関して、当該水産資源の資源管理の目標の達成及び当該水産資源の遠洋底びき網漁業、太平洋底刺し網等漁業及び大西洋等ほえ縄等漁業を対象とする管理区分の漁獲可能量の総量を超えないように、漁獲可能量の管理を行うために効果的な資源管理の推進を目的として、本協定に参加している者（以下「参加者」という。）により、当該水産資源に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もって当該水産資源の保存及び管理を図るものである。

（定義）

第 2 条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 あかうお類 方針別紙 2-31 に定めるあかうお類（北西大西洋条約海域（区分 3 M））及び方針別紙 2-32 に定めるあかうお類（北西大西洋条約海域（区分 3 O））をいう。
- 二 からすがれい 方針別紙 2-34 に定めるからすがれい（北西大西洋条約海域）をいう。
- 三 きんめだい（北太平洋漁業保存条約海域） 方針別紙 3-8 に定めるきんめだい（北太平洋漁業資源保存条約海域）をいう。
- 四 きんめだい（南インド洋漁業協定海域） 方針別紙 3-9 に定めるきんめだい（南インド洋漁業協定海域）をいう。
- 五 くさかりつぼだい 方針別紙 3-10 に定めるくさかりつぼだい（北太平洋漁業資源保存条約海域）をいう。
- 六 おおえんこうがに類 方針別紙 3-2 に定めるおおえんこうがに類（南東大西洋条約海域）をいう。
- 七 めろ類（まじえらんあいなめ及びらいぎょだまし） 方針別紙 3-18 に定めるめろ類（南極海生物資源保存条約海域）、方針別紙 3-19 に定めるめろ類（南インド洋漁業協定海域）、方針別紙 3-20 に定めるめろ類（南東大西洋条約海域）をいう。
- 八 遠洋底びき網漁業 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5

号) 第2条第3号に掲げる遠洋底びき網漁業をいう。

九 太平洋底刺し網等漁業 漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第2条第6号に掲げる太平洋底刺し網等漁業をいう。

十 大西洋等はえ縄等漁業 漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第2条第5号に掲げる大西洋等はえ縄等漁業をいう。

十一 天皇海山水域 北緯二十五度の線、東経百六十五度の線、北緯五十度の線及び西経百七十五度の線に囲まれた水域(アメリカ合衆国の排他的経済水域除く。)

十二 操業 第一号(特定水産資源)及び第二号(特定水産資源以外の水産資源)の水産資源の採捕及びそれに付随する探索、集魚その他これらに準ずる行為をいう。

(本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類)

第3条 本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類は、次の表に定めるものとする。

本協定の対象となる水産資源	漁業の種類	対象水域
きんめだい(北太平洋漁業資源保存条約海域) くさかりつぽだい	太平洋底刺し網漁業及び遠洋底びき網漁業	天皇海山水域
あかうお類 からすがれい きんめだい(南インド洋漁業協定海域)	遠洋底びき網漁業	遠洋底びき網漁業の対象海域
おおえんこうがに類	大西洋等はえ縄等漁業 (遠洋かにかご漁業)	大西洋等はえ縄等漁業の対象海域
めろ類	大西洋等はえ縄等漁業及び太平洋底刺し網等漁業(遠洋底はえ縄漁業)	大西洋等はえ縄等漁業及び太平洋底刺し網等漁業の対象海域

(資源管理の目標)

第4条 本協定における資源管理の目標は、第2条第1項第1号及び第2号に定める特定水産資源については方針別紙2に、第2条第1項第3号から第7号に定める水産資源については方針別紙3に、それぞれ同水産資源について定める資源管理の目標とする。

(資源管理の目標の達成のための具体的な取組)

第5条 第2条第3号、第5号、第6号及び第7号に定める水産資源の取組は、参加者及び一般社団法人日本トロール底魚協会が、各地域漁業管理機関で定められた漁獲上限等に整合した自主的な漁獲量上限(以下「自主的漁獲量上限」という。)を設定し、参加者による漁獲量の合計が自主的漁獲量上限に対して85%に達するまでは、参加者は一般社団法人日本トロール底魚協会に対して漁獲が行われた週ごとに1回以上の頻度で漁獲量を報告するこ

とし、また、参加者による漁獲量の合計が自主的漁獲量上限に対して 85%に達した場合、一般社団法人日本トロール底魚協会は参加者に対し、その旨及び自主的漁獲量上限を超過しないよう注意喚起を行うとともに、これを受けた参加者は、その日以降、一般社団法人日本トロール底魚協会に対し、漁獲日の翌日までに漁獲量を報告し、必要に応じ漁場移動等を実施し、自主的漁獲量上限を超過しないこととする。

- 2 第 2 条第 1 号及び第 2 号に定める水産資源の取組は、参加者による漁獲量の合計が遠洋底びき網漁業に配分された大臣管理漁獲可能量の 85%に達するまでは、参加者は一般社団法人日本トロール底魚協会に対して漁獲が行われた週ごとに 1 回以上の頻度で漁獲量を報告することとし、また、参加者による漁獲量の合計が大臣管理漁獲可能量の 85%に達した場合、一般社団法人日本トロール底魚協会は参加者に対し、その旨及び大臣管理漁獲可能量を超過しないよう注意喚起を行うとともに、これを受けた参加者は一般社団法人日本トロール底魚協会に対し、漁獲日の翌日までに漁獲量を報告し、必要に応じ漁場移動等を実施し、大臣管理漁獲可能量を超過しないこととする。

- 3 第 2 条第 4 号に定める水産資源の取組は、漁期中 20 日以上の入港休漁日数とする。ただし、航海日数が 200 日に満たない場合は漁期中 10 日以上の入港休漁日数とする
(※) 漁期とは、1 年以内の最初の航海から最後の航海までの期間とする。航海日数とは、漁期のうち、最初の航海の出港日から最後の航海の入港日までの日数とする。入港休漁日数とは、航海日数のうち、水揚げ及び休漁等の目的で入港した日数とする。なお、航海日数及び入港休漁日数にはドックや乗組員の休暇等による長期間の係船期間は含まない。

(取組の履行確認に関する事項)

第 6 条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、航海終了後に、履行確認を行うこととする。

- 2 全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。
- 3 第 1 項の履行確認は、国に設置された資源管理協議会において行うこととする。
- 4 第 1 項の履行確認において、前条の取組については漁獲成績報告書や VMS の記録などの客観的に履行確認可能な証拠を基に確認することとする。

(漁獲量等の漁獲関連情報の報告)

第 7 条 全ての参加者は、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号、以下「法」という。）第 30 条第 1 項、法第 52 条第 1 項の規定に基づき、漁獲量又は漁獲努力量、資源管理の状況、漁業生産の実績等を農林水産大臣に報告するものとする。

- 2 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に国、資源管理協議会に報告するものとする。

(取組の効果の検証に関する事項)

第8条 第5条の具体的な取組の有効性を確認するため、本協定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。

2 前項の規定にかかわらず、資源管理の対象となる魚種の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針において当該水産資源に重大な変更があった場合には、当該変更があった日から1年以内に検証を行うこととする。

3 前2項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、国に設置された資源管理協議会において行うこととする。

(協定に違反した場合の措置)

第9条 参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について参加者間で調査及び協議することとする。

2 前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、全参加者の代理権を有する者は当該参加者の違反を国に申し出るとともに、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び関係都道府県からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度とする。

3 第1項の前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が本協定の存続（本協定が法第124条第1項の認定を受けている場合にあっては、当該認定）自体に影響を及ぼしかねない程の極めて重大なものであった場合には、当該参加者は本協定を脱退しなければならない。

4 第1項の調査及び協議の結果並びに前2項の違反の程度の認定の承認に当たっては、協定の参加者の決議を経るものとする。

(協定への参加及び協定からの脱退)

第10条 全参加者の代理権を有する者（以下、「協定代表者」という。）は、本協定に参加しようとする者に対し、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、協定代表者が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。

2 参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、協定代表者に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。

3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、協定代表者に対して、脱退届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、協定代表者が当該脱退届出書を受理した時点で行われるものとする。

(協定の有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、協定締結の日から5年間（令和6年4月1日から令和11年3月31日まで）とする。

(議決権及び決議)

第 12 条 本協定の参加者の議決権は、1 参加者につき 1 票を有するものとする。

2 本協定の決議は、次項各号に掲げる事項を除き、議決権の過半数をもって行うものとする。

3 次の各号に掲げる事項の決議は、それぞれ当該各号に定める議決権をもって行うものとする。

一 第 9 条第 4 項の調査及び協議の結果並びに違反の程度の認定の承認
議決権（当該違反をした参加者の有するものを除く。）の 3 分の 2

二 本協定の変更並びに本協定の規定に基づく要領、規約等の制定、変更及び廃止
議決権の 3 分の 2

三 本協定の廃止
議決権の 5 分の 4

四 農林水産大臣に対する法第 126 条第 3 項の規定による必要な措置の求め
全議決権

(協定代表者の機能及び経費の負担)

第 13 条 協定代表者は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

一 資源管理の目標の達成のための具体的な取組の履行確認及びその効果の検証に関する事務、協定に違反した参加者に対する措置に関する事務、協定への参加及び協定からの脱退に関する事務その他の本協定に定める事項を実施するために必要な事務

二 法及び漁業法施行令（昭和 25 年政令第 30 号）の規定に基づく報告、申請及び届出（本協定の手続を経たものに限る。）に関する事務

三 その他本協定の手続において協定代表者に委任することが決議された事務（訴訟及び不服申立てを除く。）

2 協定代表者は、本協定の手続を経た事項については、全ての参加者のうち任意の者に当該事項の履行に関する代理権を付与することができる。

3 協定代表者は、第 1 項の事務を行うに当たり必要な経費を参加者から徴収することができるものとする。

4 協定にかかる事務手続き及び報告については、一般社団法人日本トロール底魚協会が処理するものとする。

(その他)

第 14 条 本協定に定めのない事項については、参加者間で協議し、決定するものとする。

附則

本協定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

変更後の本協定は、令和7年4月1日から施行する。

附則

変更後の本協定は、令和7年7月1日から施行する。

附則

変更後の本協定は、令和8年3月2日から施行する。

附則

変更後の本協定は、令和8年7月1日から施行する。

(本協定の参加者)

別紙

(立会人) 一般社団法人日本トロール底魚協会 代表理事会長 宅間一郎